告示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十一月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長　小島　茂

一　道路の種類　県道

二　路線名　三郷幸手自転車道線

三　道路の区域

旧新別	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
旧	三郷市田中新田字中ノ割一四六番二八地先から同市田中新田字上ノ割一四一番五地先まで	七・五〇～七・五〇	二五六・一八	
新		五・〇〇～一二・五〇	二五八・七九	